

**市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター
管理運営業務に係る公募型プロポーザル提案書評価基準**

(趣旨)

第1条 この基準は、市川三郷町六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、委託候補者を1者選定するために必要な事項について定める。

(評価内容)

第2条 委託候補者を1者選定するための各項目に対する評価項目内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 配置予定者の経験及び実践力《受付兼トレーナー》
2. 提案書（業務内容の理解度、業務の実施方針・手順の的確性、業務実施に際しての独創性）
3. 特定テーマに関する評価
4. 取り組み姿勢（ヒアリング）

(事前審査)

第3条 プロポーザル参加者が4者以上の場合は、前条1号から3号の各項目に対する内容について評価し、上位3者を事前審査合格者とする。

(評価項目)

第4条 評価項目及び評価項目の配点は次の各号に掲げるとおりとし、合計を100点とする。

1. 配置予定者の経験及び実践力
 - 実施体制の的確性（配置予定者の動員計画） 25点
 - 受付兼トレーナー（資格要件、専門性） 10点
2. 提案書
 - 業務内容の理解度 5点
 - 業務の実施方針・実施手順の的確性 5点
 - 業務実施に際しての独創性 5点
3. 特定テーマ1・2・3に関する評価
 - 業務内容の的確性 15点
 - 独創性と実現性 15点
4. 取組姿勢（ヒアリング）
 - 専門性の確認 5点
 - 地域精通度 5点
 - 取り組み意欲 5点
 - 迅速性・柔軟性・応答性 5点

各項目の審査は、第5条の評価基準に基づき評価を行うものとする。

ただし、その他の諸条件等により、必要に応じて評価項目・配点については変更又は調整を行うことができるものとする。

(評価基準)

第5条 評価項目の評価基準は六郷の里・ニードスポーツセンター管理運営業務に係る評価点集計票とする。

(評価方法)

第6条 委員会は、評価点集計票に基づいて、提案の内容を評価する。

- 2 提案書の提出者の評価点は、評価点集計票により採点された各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを提案書提出者の評価点とする。
- 3 評価点の最も高い者を第1位とし、次点を第2位とする。評価点が同一の提案者が複数いた場合には、「提案書」「特定テーマ1・2・3に関する評価」の採点の合計点数が高い者を、この点数も同一の場合には、委員の評決により選定する。

(優先交渉権者の決定方法)

第7条 前条第3項で最終的に第1位となった者を契約候補者とし、第2位となった者を次点とする。

この基準は、令和6年2月26日から施行する。

この基準は、令和7年2月18日から施行する。